官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（デジタル庁・総務五）　二
〔省　令〕
○海難審判法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六七）　三
〔法規的告示〕
○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（内閣府九九）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第一号の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報を定める件の一部を改正する件（デジタル庁・総務一六）　五
〔その他告示〕
○原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件（国家公安委一九）　五
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（同二〇）　六
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同二一）　六
○土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件（法務九九）　七
○モンテネグロ音楽センターにおける楽器及び機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンテネグロ政府との間の書簡の交換に関する件（外務二一五）　七
○シリア・アラブ共和国におけるダマスカス郊外における脆弱な子供及び女性の保健・栄養サービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同二一六）　八
○パレスチナにおける脆弱な子供及び女性の保健・栄養サービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同二一七）　八
○緊急復旧計画（フェーズ４）のための贈与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件（同二一八）　八
○アルメニア共和国におけるナゴルノ・カラバフ避難民及びホストコミュニティに対する精神保健及び心理社会的支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同二一九）　八
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一四三）　一〇
○道路に関する件（中部地方整備局七〇）　一〇
〔国会事項〕
内閣　一〇
〔人事異動〕
官庁事項　一〇
〔叙位・叙勲〕
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一二
〔皇室事項〕
労　働　一二
〔官庁報告〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一二
最低工賃の改正決定に関する公示（群馬労働局最低工賃公示一、兵庫同一）　一三
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（東京都公安委配三）　一三
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（兵庫県公安委配二）　一三
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（福岡県公安委配一）　一三
指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（同二）　一三
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（沖縄県公安委配一）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
渡良瀬川中央土地改良区連合の定款変更の認可関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一三〇
会社その他

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三条第二項及び第十二条第一項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置） **第三条**　個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。 一　機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。第二号ハ及び第十条第二号において同じ。）が行われた当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項に係る情報であって内閣総理大臣及び総務大臣（第二十一条の二、第二十一条の四第二項及び第二十一条の五第二項において「主務大臣」という。）が定めるもの（次号において「署名券面情報」という。）の送信を受けること（次号に規定するものを除く。）並びに第二号ハに掲げる措置をとること（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。次号ハにおいて「公的個人認証法」という。）第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第五項に規定する署名確認者（第二号ハにおいて「署名検証者等」という。）が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。 一の二　次に掲げる機能を有するプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるものを用いて署名券面情報の送信を受けること。 イ　当該提供を行う者が電子利用者証明（公的個人認証法第二条第二項に規定する電子利用者証明をいう。）を行う機能 ロ　イの電子利用者証明に関して個人番号カード用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）を当該提供を行う者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検証者（公的個人認証法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者をいう。）の使用に係る電子計算機に送信する機能 ハ　ロの個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを用いて当該提供を行う者の使用に係る電子計算機に入力される署名券面情報をロの利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に送信する機能 ニ　ハの署名券面情報の送信を暗号化して行う機能 ［二　略］	（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置） **第三条**　個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。 一　機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。次号ハ及び第十条第二号において同じ。）が行われた当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項に係る情報であって内閣総理大臣及び総務大臣（第二十一条の二、第二十一条の四第二項及び第二十一条の五第二項において「主務大臣」という。）が定めるもの（次号において「署名券面情報」という。）の送信を受けること（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。次号ハにおいて「公的個人認証法」という。）第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第五項に規定する署名確認者（次号ハにおいて「署名検証者等」という。）が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。 ［新設］ ［二　同上］

（個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置）

第十二条　令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第一条、第二条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）及び第三項、第三条（第二号ロを除く。）並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるもの」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第二条第三項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「児童扶養手当証書」とあるのは「児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者が」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が」と、第三条第一号の二中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号まで（国外転出者にあっては、第一条の二第一項第一号から第四号まで）に掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第四号に掲げる」と、同号ニ中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

［2～4　略］

（個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置）

第十二条　令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるもの」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第二条第三項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「児童扶養手当証書」とあるのは「児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者が」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が」と、第三条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号まで（国外転出者にあっては、第一条の二第一項第一号から第四号まで）に掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第四号に掲げる」と、同号ニ中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

［2～4　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○国土交通省令第六十七号

海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、海難審判法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

海難審判法施行規則の一部を改正する省令

海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第九十四条　法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（次条において「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千四百五十円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり八千五十円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。	**第九十四条**　法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千二百円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり七千八百円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

法規的告示

○内閣府告示第九十九号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号の規定に基づき、災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国立研究開発法人防災科学技術研究所　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 独立行政法人国立病院機構　独立行政法人地域医療機能推進機構　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　国立研究開発法人森林研究・整備機構　国立研究開発法人水産研究・教育機構　国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　独立行政法人水資源機構　独立行政法人都市再生機構　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構　日本銀行　日本赤十字社　日本放送協会　電力広域的運営推進機関　東日本高速道路株式会社　首都高速道路株式会社　中日本高速道路株式会社　西日本高速道路株式会社　阪神高速道路株式会社　本州四国連絡高速道路株式会社　成田国際空港株式会社　新関西国際空港株式会社　中部国際空港株式会社　北海道旅客鉄道株式会社　東日本旅客鉄道株式会社　東海旅客鉄道株式会社　西日本旅客鉄道株式会社　四国旅客鉄道株式会社　九州旅客鉄道株式会社　日本貨物鉄道株式会社　日本電信電話株式会社　東日本電信電話株式会社　西日本電信電話株式会社　日本郵便株式会社　東京瓦斯株式会社　大阪瓦斯株式会社　東邦瓦斯株式会社　西部瓦斯株式会社　岩谷産業株式会社　アストモスエネルギー株式会社　株式会社ジャパンガスエナジー　ＥＮＥＯＳグローブ株式会社	国立研究開発法人防災科学技術研究所　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 独立行政法人国立病院機構　独立行政法人地域医療機能推進機構　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　国立研究開発法人森林研究・整備機構　国立研究開発法人水産研究・教育機構　国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　独立行政法人水資源機構　独立行政法人都市再生機構　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構　日本銀行　日本赤十字社　日本放送協会　電力広域的運営推進機関　東日本高速道路株式会社　首都高速道路株式会社　中日本高速道路株式会社　西日本高速道路株式会社　阪神高速道路株式会社　本州四国連絡高速道路株式会社　成田国際空港株式会社　新関西国際空港株式会社　中部国際空港株式会社　北海道旅客鉄道株式会社　東日本旅客鉄道株式会社　東海旅客鉄道株式会社　西日本旅客鉄道株式会社　四国旅客鉄道株式会社　九州旅客鉄道株式会社　日本貨物鉄道株式会社　日本電信電話株式会社　東日本電信電話株式会社　西日本電信電話株式会社　日本郵便株式会社　東京瓦斯株式会社　大阪瓦斯株式会社　東邦瓦斯株式会社　西部瓦斯株式会社　岩谷産業株式会社　アストモスエネルギー株式会社　株式会社ジャパンガスエナジー　ＥＮＥＯＳグローブ株式会社

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○デジタル庁・総務省告示第十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第三条第一号（同令第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百五十号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第一号の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報を定める件）の一部を改正する件を次のように定める。

令和七年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第一号（同令第十二条第一項において準用する場合を含む。）の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）が行われた券面事項入力補助情報（個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）第４の１の（２）のエに規定する券面事項入力補助情報をいう。）に係る情報とする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第一号（同令第十二条第一項において準用する場合を含む。）の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）第４の１の（２）のエに規定する署名券面情報とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○国家公安委員会告示第十九号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年五月二十二日付けをもって次のとおり原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年六月十七日

国家公安委員会委員長　坂井　学

型式認定番号	原動機を用いる身体障害者用の車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K25－2	e－SNEAKER	ダイハツ工業株式会社
	T310P－DERM	大阪府池田市ダイハツ町１番１号
交　K25－3	T－mobby	株式会社タジマモーターコーポレーション
	S21F	東京都中野区江原町３－35－３

○国家公安委員会告示第二十号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年五月二十二日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年六月十七日

国家公安委員会委員長　坂井　学

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N25－43	シャイデック　TR－E	株式会社モンベル
	1130070	大阪府大阪市西区新町２丁目２番２号
交　N25－44	電動アシスト自転車	株式会社FUNN
	TAMC266	福岡県福岡市東区箱松１－15－28
交　N25－45	電動アシスト自転車	株式会社FUNN
	TACT266	福岡県福岡市東区箱松１－15－28
交　N25－46	e－CONSCIOUS－206FD－R	サイモト自転車株式会社
	EB－FDB－B206BA－BAA	大阪府堺市西区浜寺石津町中１－２－26
交　N25－47	e－CONSCIOUS－246L－F	サイモト自転車株式会社
	EB－FSL－B246R－PS－BAA	大阪府堺市西区浜寺石津町中１－２－26
交　N25－48	e－CONSCIOUS－246L－R	サイモト自転車株式会社
	EB－FSL－B246BA－PS－BAA	大阪府堺市西区浜寺石津町中１－２－26
交　N25－49	e－CONSCIOUS－266C－F	サイモト自転車株式会社
	EB－FRV－B266R－PS－BAA	大阪府堺市西区浜寺石津町中１－２－26
交　N25－50	e－CONSCIOUS－266L－F	サイモト自転車株式会社
	EB－FSL－B266R－PS－BAA	大阪府堺市西区浜寺石津町中１－２－26
交　N25－51	e－CONSCIOUS－266L－R	サイモト自転車株式会社
	EB－FSL－B266BA－PS－BAA	大阪府堺市西区浜寺石津町中１－２－26
交　N25－52	e－CONSCIOUS－276C－R	サイモト自転車株式会社
	EB－CLJ－B276BA－PS－BAA	大阪府堺市西区浜寺石津町中１－２－26

交　N25―53	ｅ―ＣＯＮＳＣＩＯＵＳ―700Ｃ―Ｒ ＥＢ―ＣＲＢ―Ｂ7006ＢＡ―ＢＡＡ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１―２―26
交　N25―54	ＣＨＡＣＬＥ　ＦＬＥＳＨＡ ＡＴ―ＣＣ260ＦＳ	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339―39
交　N25―55	ＣＨＡＣＬＥ　ＺＥＬＭＩＲ ＡＴ―ＣＣ260ＺＭ	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339―39
交　N25―56	ｒａｆｏｏｔ―ｍｉｎｉ ＡＴ―ＣＣＴＹ203ＲＦ	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339―39
交　N25―57	ブリヂストンアシスタ Ｂ77	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N25―58	ブリヂストンアシスタ Ｂ78	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N25―59	20型　ＦＯＬＤＩＮＧ　ＦＡＴＢＩＫＥ ＴＤＮ―244Ｌ	株式会社ＣＹＣＯＯ　ＪＡＰＡＮ 東京都台東区台東１丁目12番８号　金子ビル北側
交　N25―60	ＰＥＬＴＥＣＨ―27.5Ｖ ＴＤＡ―728Ｌ	株式会社ＰＥＬＴＥＣＨ 大阪府堺市堺区翁橋町２丁３番３―101
交　N25―61	20インチ　折畳電動アシスト自転車―215 ｂｉｃｙｃｌｅ―215ａｓｓｉｓｔ	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　N25―62	20インチ　電動アシスト自転車―218 ｂｉｃｙｃｌｅ―218ａｓｓｉｓｔ	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　N25―63	20インチ　電動アシスト自転車―501 ｂｉｃｙｃｌｅ―501ａｓｓｉｓｔ	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　N25―64	20インチ　三輪電動アシスト自転車―219 ｂｉｃｙｃｌｅ―219ａｓｓｉｓｔ	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　N25―65	24型センターモーター駆動電動アシスト自転車 ＴＥＣＨＣ19Ｓ	株式会社ＪＯｅＢテック 沖縄県うるま市勝連南風原5194―75
交　N25―66	ＮＡＴＵＲＡＬ　ＦＬＯＷ　ｃｏｍｐａｃｔ ＴＣＹ―18／14ＮＦ　ＣＯＭＰＡＣＴ	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339―39
交　N25―67	シャイデック　ＭＴ―Ｅ 1130060	株式会社モンベル 大阪府大阪市西区新町２丁目２番２号
交　N25―68	ヤマハパス Ｘ５ＬＡ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N25―69	ヤマハパス Ｘ５ＬＢ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N25―70	20型後輪駆動電動アシスト自転車 ＴＥＣＨＣ04Ｗ	株式会社ＪＯｅＢテック 沖縄県うるま市勝連南風原5194―75

○国家公安委員会告示第二十一号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年五月二十二日付けをもつて次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年六月十七日　　国家公安委員会委員長　坂井　　学

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A25―42	シャイデック　ＴＲ―Ｅ 1130070	株式会社モンベル 大阪府大阪市西区新町２丁目２番２号
交　A25―43	電動アシスト自転車 ＴＡＭＣ266	株式会社ＦＵＮＮ 福岡県福岡市東区筥松１―15―28
交　A25―44	電動アシスト自転車 ＴＡＣＴ266	株式会社ＦＵＮＮ 福岡県福岡市東区筥松１―15―28
交　A25―45	ｅ―ＣＯＮＳＣＩＯＵＳ―206ＦＤ―Ｒ ＥＢ―ＦＤＢ―Ｂ206ＢＡ―ＢＡＡ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１―２―26
交　A25―46	ｅ―ＣＯＮＳＣＩＯＵＳ―246Ｌ―Ｆ ＥＢ―ＦＳＬ―Ｂ246Ｒ―ＰＳ―ＢＡＡ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１―２―26
交　A25―47	ｅ―ＣＯＮＳＣＩＯＵＳ―246Ｌ―Ｒ ＥＢ―ＦＳＬ―Ｂ246ＢＡ―ＰＳ―ＢＡＡ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１―２―26
交　A25―48	ｅ―ＣＯＮＳＣＩＯＵＳ―266Ｃ―Ｆ ＥＢ―ＦＲＶ―Ｂ266Ｒ―ＰＳ―ＢＡＡ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１―２―26
交　A25―49	ｅ―ＣＯＮＳＣＩＯＵＳ―266Ｌ―Ｆ ＥＢ―ＦＳＬ―Ｂ266Ｒ―ＰＳ―ＢＡＡ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１―２―26

交　A25－50	e－ＣＯＮＳＣＩＯＵＳ－266Ｌ－Ｒ ＥＢ－ＦＳＬ－Ｂ266ＢＡ－ＰＳ－ＢＡＡ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１－２－26
交　A25－51	e－ＣＯＮＳＣＩＯＵＳ－276Ｃ－Ｒ ＥＢ－ＣＬＪ－Ｂ276ＢＡ－ＰＳ－ＢＡＡ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１－２－26
交　A25－52	e－ＣＯＮＳＣＩＯＵＳ－700Ｃ－Ｒ ＥＢ－ＣＲＢ－Ｂ700ＢＡ－ＢＡＡ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１－２－26
交　A25－53	ＣＨＡＣＬＥ　ＦＬＥＳＨＡ ＡＴ－ＣＣ260ＦＳ	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339－39
交　A25－54	ＣＨＡＣＬＥ　ＺＥＬＭＩＲ ＡＴ－ＣＣ260ＺＭ	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339－39
交　A25－55	ｒａｆｏｏｔ－ｍｉｎｉ ＡＴ－ＣＣＴＹ203ＲＦ	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339－39
交　A25－56	ブリヂストンアシスタ Ｂ77	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A25－57	ブリヂストンアシスタ Ｂ78	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A25－58	20型　ＦＯＬＤＩＮＧ　ＦＡＴＢＩＫＥ ＴＤＮ－244Ｌ	株式会社ＣＹＣＯＯ　ＪＡＰＡＮ 東京都台東区台東１丁目12番８号　金子ビル北側
交　A25－59	ＰＥＬＴＥＣＨ－27.5Ｖ ＴＤＡ－728Ｌ	株式会社ＰＥＬＴＥＣＨ 大阪府堺市堺区翁橋町２丁３番３－101
交　A25－60	20インチ　折畳電動アシスト自転車－215 ｂｉｃｙｃｌｅ－215ａｓｓｉｓｔ	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　A25－61	20インチ　電動アシスト自転車－218 ｂｉｃｙｃｌｅ－218ａｓｓｉｓｔ	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　A25－62	20インチ　電動アシスト自転車－501 ｂｉｃｙｃｌｅ－501ａｓｓｉｓｔ	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　A25－63	20インチ　三輪電動アシスト自転車－219 ｂｉｃｙｃｌｅ－219ａｓｓｉｓｔ	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　A25－64	24型センターモーター駆動電動アシスト自転車 ＴＥＣＨＣ19Ｓ	株式会社JOeBテック 沖縄県うるま市勝連南風原5194－75
交　A25－65	ＮＡＴＵＲＡＬ　ＦＬＯＷ　ｃｏｍｐａｃｔ ＴＣＹ－18／14ＮＦ　ＣＯＭＰＡＣＴ	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339－39

○法務省告示第九十九号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第二項第一号及び第三項並びに土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）第十条の規定に基づき、同法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

令和七年六月十七日

法務大臣　鈴木　馨祐

一　実施法人　日本土地家屋調査士会連合会

二　名　称　第二十回土地家屋調査士特別研修

三　期　間　令和七年六月三十日から同年九月六日まで

四　内　容　基礎研修、グループ研修、集合研修、総合講義及び考査を実施する。

○外務省告示第二百十五号

令和七年二月十二日にボドゴリツァで、モンテネグロ音楽センターにおける楽器及び機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンテネグロ政府との間に行われた。

令和七年六月十七日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　モンテネグロ音楽センターにおける楽器及び機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　一億五千万円

3　贈与の供与期限　令和十一年一月三十一日

4　署名者

日　本　側　今村朗在モンテネグロ大使

モンテネグロ側　タマラ・ブヨビッチ文化・メディア大臣

○外務省告示第二百十六号

令和七年三月十日にニューヨークで、シリア・アラブ共和国におけるダマスカス郊外における脆弱な子供及び女性の保健・栄養サービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

令和七年六月十七日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　ダマスカス郊外における脆弱な子供及び女性の保健・栄養サービスへのアクセス改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億千三百万円

3　署名者

日　本　側　御巫智洋国際連合日本政府代表部大使

国際連合児童基金側　マンディープ・オブリエン公的パートナーシップ局長

令和七年六月十七日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百十七号

令和七年三月十日にラマッラで、パレスチナにおける脆弱な子供及び女性の保健・栄養サービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　脆弱な子供及び女性の保健・栄養サービスへのアクセス改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億円

3　署名者

日　本　側　荒池克彦パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ日本政府代表事務所長

国際連合児童基金側　ジーン・ゴーグ在パレスチナ事務所特別代表

令和七年六月十七日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百十八号

令和七年二月二十七日にキーウで、緊急復旧計画（フェーズ４）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　緊急復旧計画（フェーズ４）を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八十八億円

3　贈与の供与期限　令和十年二月二十九日

4　署名者

日　本　側　中込正志在ウクライナ大使

ウクライナ側　オレクシー・クレーバ復興担当副首相兼地方・国土発展大臣

令和七年六月十七日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百十九号

令和七年二月二十七日にエレバンで、アルメニア共和国におけるナゴルノ・カラバフ避難民及びホストコミュニティに対する精神保健及び心理社会的支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ナゴルノ・カラバフ避難民及びホストコミュニティに対する精神保健及び心理社会的支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　贈与の供与期限　令和八年二月二十八日

4　署名者

日　本　側　青木豊在アルメニア大使

国際連合児童基金側　クリスティーン・ヴァイガンド在アルメニア事務所代表

令和七年六月十七日

外務大臣　岩屋　毅

○防衛省告示第四十三号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和七年六月十七日

防衛大臣　中谷　元

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 令和七年七月一日から同年八月三十一日までの間、同年九月十七日から同月二十四日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後七時まで	全ての漁船の操業を禁止
	二区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径一〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面	二区域 令和七年九月一日から同月十六日までの間、同月二十五日から同年十一月五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後七時まで	

○中部地方整備局告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十七日から二週間中部地方整備局及び同局愛知国道国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十七日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二十二号

三　指定する道路の部分

区間　敷地の幅員延長

一宮市丹陽町九日市場字上田二四番一から同市木曽川町黒田十一ノ通り一六三番一まで　〇・四六～五一・七四メートル　九・六一一キロメートル

四　指定する期日　令和七年六月十七日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月十三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律

環境影響評価法の一部を改正する法律

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律

承認を求めるの件送付通知書受領

六月十三日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

議案提出

六月十三日議員から提出した議案は次のとおりである。

政治団体における複式簿記の導入に関する法律案（池下卓外二名提出）

議案受領

六月十三日参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

手話に関する施策の推進に関する法律案

議案通知書受領

六月十三日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

信託業法の一部を改正する法律案

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案

環境影響評価法の一部を改正する法律案

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

質問書提出

六月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
ハーバード大学の留学生受入れ停止により不利益を被る日本人学生等への支援に関する質問主意書（鈴木庸介提出）
オンラインカジノ規制やギャンブル依存症対策等に関する質問主意書（山井和則提出）
出入国在留管理庁における在留審査体制に関する質問主意書（青柳陽一郎提出）
昨今の政府の経済財政運営に関する質問主意書（落合貴之提出）
予備自衛官補からの任官階級に関する質問主意書（阪口**直**人提出）
洋上風力発電の価格調整スキームに関する質問主意書（島田洋一提出）
在日米軍基地におけるＰＣＢに関する質問主意書（田村貴昭提出）
独立行政法人国際協力機構の新規業務に関する質問主意書（鈴木庸介提出）
独立行政法人国際協力機構の信用保証業務における債務不履行時の対応に関する質問主意書（鈴木庸介提出）
独立行政法人国際協力機構の信用保証業務におけるポートフォリオに関する質問主意書（鈴木庸介提出）
年金積立金管理運用独立行政法人の投資差止めに関する質問主意書（鈴木庸介提出）
沖縄県北部地域及び離島の交通網に関する質問主意書（屋良朝博提出）
沖縄県八重山地域における石油製品価格の公正性調査及び格差是正に関する質問主意書（屋良朝博提出）
沖縄・地域安全パトロール事業に関する質問主意書（屋良朝博提出）
公立沖縄北部医療センター整備等に係る支援に関する質問主意書（屋良朝博提出）
さとうきびの生産振興及び製糖企業の経営安定に向けた支援に関する質問主意書（屋良朝博提出）
保育士配置基準の見直し、公定価格の引上げ及び障害児保育に関する質問主意書（屋良朝博提出）
我が国に駐留する米兵等に対して我が国の当局が有する第一次裁判権を放棄した事案に関する質問主意書（屋良朝博提出）
物価高騰下における国民生活の困窮と消費税減税の必要性に関する質問主意書（中谷一馬提出）
霊感商法と放送のあり方に関する質問主意書（中司宏提出）

答弁書受領

六月十三日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員井坂信彦提出米の需要見通しに関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出大学受験と入学金に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松尾明弘提出弁護士法に基づく弁護士会照会に対する電気通信事業者の契約者情報開示に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿部知子提出看護基礎教育現場におけるハラスメント防止と看護師養成教育の質の保障に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿部知子提出技能実習生・留学生らの妊娠・出産についての抜本的な対策の進捗に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河村たかし提出再審請求審における審理決定が適正・公正かつ迅速に行われるための制度改正・方策としての裁判員制度導入に関する質問に対する答弁書
衆議院議員藤原規眞提出博士人材の育成と活用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員竹上裕子提出外国人に対する生活保護廃止に関する質問に対する答弁書
衆議院議員杉村慎治提出日本の漫画家・アニメーターによる原画や資料等の中間生成物等の海外流出と文化的資産の保全に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長友よしひろ提出火葬場の大規模修繕、建て替え等に対する支援に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉川里奈提出無痛分娩のリスク説明と妊婦への情報提供に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉川里奈提出自然な出産の選択と助産師体制の強化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉川里奈提出太陽光パネルの災害リスクと情報提供の不備に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周提出大阪・関西万博の大屋根リング保存に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周提出大阪・関西万博における復興庁万博テーマウィーク展示に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周提出食鳥処理工程に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

六月十三日内閣から次の報告書及び文書を受領した。
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」の報告
災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「令和七年度の防災に関する計画」の報告
男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和六年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告
男女共同参画社会基本法第十二条第二項の規定に基づく「令和七年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書
消費者基本法第十条の二の規定に基づく「令和六年度消費者政策の実施の状況」に関する報告
消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく令和六年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告
こども基本法第八条第一項の規定に基づく「令和六年度我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況」に関する報告
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
官民データ活用推進基本法第八条第七項において準用する同条第五項の規定に基づくデジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画の変更の報告
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく令和六年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
科学技術・イノベーション基本法第十一条の規定に基づく「令和六年度科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告」
エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく「令和六年度エネルギーに関する年次報告」
又同日内閣を経由して公正取引委員会委員長茶谷栄治から、次の報告書を受領した。
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく令和六年度公正取引委員会年次報告書

参議院

議案受領（予備審査）

六月十三日衆議院から次の議案が送付された。
自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦外十八名提出）（衆第五四号）

議案送付

六月十三日次の本院提出案を衆議院に送付した。
手話に関する施策の推進に関する法律案

議決通知

六月十三日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案
また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
信託業法の一部を改正する法律案
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案
環境影響評価法の一部を改正する法律案
社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案

質問主意書提出

六月十三日議員から次の質問主意書が提出された。

医療費適正化計画における数値目標及び効果検証の妥当性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八五号）

武雄アジア大学の設置認可に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八六号）

中国企業のＣＭへの日本人タレントの出演に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八七号）

災害の予言報道による観光業への影響及び政府の対策に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八八号）

「日本版チャイナ・ハウス」設立の必要性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八九号）

ミャンマー国軍総司令官が実施を公言する総選挙に係る日本政府の態度に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第一九〇号）

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第一九一号）

答弁書受領

六月十三日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員神谷宗幣提出中国製太陽光パネルに内蔵された通信機器及び日本のエネルギー安全保障上の対応に関する質問に対する答弁書（第一三四号）

参議院議員神谷宗幣提出再生可能エネルギー発電事業者の倒産・廃業及び太陽光パネル放置・撤去費用に関する質問に対する答弁書（第一三五号）

参議院議員神谷宗幣提出ハーバード大学の留学生受入れに係る安全保障上の懸念に関する質問に対する答弁書（第一三六号）

参議院議員浜田聡提出晴海フラッグにおける投資目的の不動産購入の実態に関する質問に対する答弁書（第一三七号）

参議院議員浜田聡提出晴海フラッグにおける外国人や外国法人による不動産の集中的取得の実態に関する質問に対する答弁書（第一三八号）

参議院議員浜田聡提出晴海フラッグ及び周辺地域における無許可民泊の実態及び対応に関する質問に対する答弁書（第一三九号）

参議院議員浜田聡提出晴海フラッグ周辺における白タク行為の実態及びライドシェア制度導入の必要性に関する質問に対する答弁書（第一四〇号）

参議院議員浜田聡提出世界平和統一家庭連合に対する解散命令請求の解釈変更プロセス及び議事録公開に関する質問に対する答弁書（第一四一号）

参議院議員浜田聡提出管理不全・住民不在マンションへの制度的対応に関する質問に対する答弁書（第一四二号）

参議院議員浜田聡提出強盗殺人未遂容疑で逮捕された中国籍男性を検察が不起訴処分としたことに関する質問に対する答弁書（第一四三号）

参議院議員浜田聡提出候補者による選挙前の書籍出版の公職選挙法上の適法性に関する質問に対する答弁書（第一四四号）

参議院議員浜田聡提出児童虐待疑惑や親権問題を取り上げた動画チャンネルに係る政府の対応に関する質問に対する答弁書（第一四五号）

参議院議員浜田聡提出日高神鍋観光協会が毎日放送の報道内容を否定したこと等に関する質問に対する答弁書（第一四六号）

法律公布奏上及び通知

六月十三日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律

信託業法の一部を改正する法律

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律

環境影響評価法の一部を改正する法律

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律

承認を求めるの件送付及び通知

六月十三日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

報告書及び文書受領

六月十三日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」及び「令和七年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。

また、同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和六年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣を経由して公正取引委員会委員長から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく令和六年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

また、同日内閣から、消費者基本法第十条の二の規定に基づく「令和六年度消費者政策の実施の状況」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく令和六年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を受領した。

また、同日内閣から、こども基本法第八条第一項の規定に基づく「令和六年度我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく令和六年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を受領した。

また、同日内閣から、科学技術・イノベーション基本法第十一条の規定に基づく「令和六年度科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告」を受領した。

また、同日内閣から、エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく「令和六年度エネルギーに関する年次報告」を受領した。

また、同日内閣から、官民データ活用推進基本法第八条第七項において準用する同条第五項の規定に基づくデジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画の変更の報告を受領した。

人事異動

内閣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる（六月十三日）

国務大臣　武藤　容治

叙位・叙勲

○叙勲

旭日小綬章を授ける

石田　徳春　　岩堤　慶明

山本　達雄　　吉村　清一

旭日双光章を授ける（各通）

池田　素一　　伊藤　洋八

井上　達男　　上田　正子

大江　昇　　小笠原　武

片岡　將　　河野　哲夫

久保埜正一　　佐藤　啓一

高橋　雄幸　　北　優

忠地　兼男　　傳田　創司

徳永　拓雄　　仲村　正光

長岡　幸江　　野崎　道男

飯田　功　　星川　忠

藤井　章壽　　松本　國治

堀本雄一郎　　前田　博之

溝口伊佐雄　　宮崎　恭一

光田　弘

渡邊　修美

旭日単光章を授ける（各通）

青山　和義　　秋山　賢治

芦田　拓雄　　池田　芳昭

伊藤　操　　浦壁　英紀

大岩　徹　　太田　耕正

後藤　純一　　鈴木　浩次

服部　和夫　　濱田　將隆

坂　敬一郎　　藤森　良昭

最上　慶治　　宮城　保繁

脇本　純文　　山口　康夫

瑞宝小綬章を授ける（各通）

星野　芳昭　　井上　達雄

原田　求　　高橋清二郎

武森　徳嗣　　徳田　誠吉

野崎　道男　　星川　忠

松本　國治　　宮崎　恭一

笹上　一三　　伊藤　晉二

遠藤竹次郎　　窪田　良弘

那覇　好志　　林　美嗣

山田　晃

青木　勲　青木　久　足立幹夫
安部凡吉　天野一光　荒川昌雄
荒木博雄　荒澤滋俊　荒田　薫
荒野範子　有澤廣巳　有澤嘉晃
五十嵐覚一　井川幸人　池田堯二
石原　實　石橋眞行　泉　森男
伊丹友直　一丸義次　伊藤克男
今田　功　伊丸岡啓三　岩城章雅
岩崎新一郎　内田忠雄　内山良男
宇野政博　浦岸成光　江崎正美
大石鉄雄　大岩信也　大木義郎
大杉昭夫　大竹幹雄　大西茂昭
大林康夫　大谷惠一　岡　克之
岡田好浩　岡部公典　小田　健一
尾洞富三　小野寺洋子　小畑　茂雄
貝塚俊信　加藤高弘　金子　昇
神長邦雄　亀山　隆一　加本楠雄
川口春子　河津　學　川原井清司
河野郁太　向野泰胤　熊澤　康正
剣持秀信　小池春光　黒田　進
熊谷ヤス子　黒崎重夫　小泉長治
北川博水　北山芳輝　小河路　均
小樽光雄　小上馬俊夫　小棚木十二
小高徳久　小林良三　小松諄二
小松孝有　小松千里　小松　秀美
小室一彦　小山　巍　齋藤　勝
酒井　肇　坂上淳司　榊原正義
佐々木順一　佐々木忠治　佐藤悦郎
佐藤和久　佐藤伸二　新堀　弘
瀬川　博　世古素一　瀬名波　直
鈴木貞夫　鈴木四朗　鈴木祥弘
高橋健二　高橋公吉　高橋さちよ
高野鎭一　高橋英知　高橋　和子
高山尚三　高良武充　多賀義治
瀧川孝三郎　田口覺雄　竹田正弥
竹渕莞爾　武山忠雄　田崎貞吉
立花周二　田中哲夫　谷　芳夫
谷内　茂　谷口さかゑ　玉木壽夫
田宮良一　丹代　均　茅原光照
築山　正　辻本雅美　富樫勇一
徳橋　勉　徳安儀親　冨澤範子
冨田和子　富永　茂　豊岡　條
中井千鶴　仲里元宏　中田正直
中前研治　中村　晃　中村　毅
中村昌成　仲村元惟　永井　清
永井　廣　長沼康之　長屋　弘
西澤　猛　西塚　章　中村　晃
野中和雄　橋本　司　橋本弘

速水　修　原　敏夫　原　廣道
原口　明　坂東義仁　伴内捷彦
深谷　勇　深田　逸雄　藤井勇賀子
藤本利満　藤谷芳雄　藤原康二
船引美明　古山善之　保泉良隆
本田隆雄　本多俊博　正岡正俊
増田　篤　増渕　滋　松元邦弘
松本尚生　丸田　晃　三浦啓一
三浦剛夫　三浦正春　三浦恭夫
三田村亮二　三村一子　三宅康之
宮澤秀光　宮田順市　宮武恭二
宮野早苗子　宮原睦行　村上　毅
村上正夫　村瀬徳也　村松　覺
森　治　森　松夫　森重宏子
矢田清壹　八島　隆　安田　彰
山内　成　山口昌昭　山崎正治
山崎清子　山崎雅江　山田章弘
山田豊藏　山田道嗣　山本恒夫
山田順久　横田　徳　吉澤美智子
吉原昇一　淀川光男　渡邊皓一郎
渡邊　保　渡邊泰宏　渡辺幸男
渡辺　剛　渡邊光雄　和田俊司

瑞宝双光章を授ける（各通）
江下芳久　木村　繁
桑折茂志　新藤みどり　山下住行
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、英国国王陛下の御誕生祝日につき、六月十三日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

群馬労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、群馬県電気機械器具製造業最低工賃（平成25年群馬労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年６月17日　　群馬労働局長　上野　康博

群馬県電気機械器具製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　群馬県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　目	工　　程	規　　格	金　　額
シールド線	両端末加工 （絶縁被覆部分が剥ぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及び芯線の両端末をはんだ付けすることをいう。）	２芯で、かつ、６センチメートル以上の長さのもの	１本につき ５円00銭
	チューブ挿入 （アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ヒシチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。）	６センチメートル以上の長さのもの	１端につき １円36銭
磁器コンデンサー用部品	素地の外観選別 （二次選別済みのもの）	直径が1.6ミリメートル未満で、長さが６ミリメートル未満、かつ、円筒形のもの	100個につき 35銭
コネクター	差し （コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	２ピン以上10ピン以下のもの	１ピンにつき 61銭
コイル	仕上げ （下巻テープを１回巻き、リード線２本をはんだ付けし、かつ、外装テープを１回巻くものに限る。）		１個につき 13円31銭

４　効力発生の日　令和７年７月17日

兵庫労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、兵庫県靴下製造業最低工賃（平成13年兵庫労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年６月17日　　兵庫労働局長　赤松　俊彦

兵庫県靴下製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　兵庫県の区域内で靴下製造業に係るリンキングミシン若しくはロッソーミシンによるかがり、包装（足合わせ、ソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰めの作業のうち、３以上の作業を併せて行うものに限る。）、抜き返し又は返しの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下１デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業　　務	規　　格	金　　額
リンキングミシンによるかがり	針目数が200以下のもの	142円
	針目数が201以上のもの	159円
ロッソーミシンによるかがり		41円
包装		41円
抜き返し		38円
返し		11円

４　効力発生の日　令和７年７月17日

公　　告

諸　事　項

渡良瀬川中央土地改良区連合の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する渡良瀬川中央土地改良区連合から申請のあった定款変更は、令和７年５月23日認可したので、第84条において準用する同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和７年６月17日

関東農政局長　安東　　隆

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

破産手続開始

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０３７号
東京都大田区大森北１丁目19番２号
清算株式会社　株式会社ニュースワン
代表清算人　上原　一夫
1　決定年月日　令和７年５月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０９０号
東京都中央区東日本橋１丁目１番７号
清算株式会社　Ａｃｅ　Ａｓｉａ　Ａｇｅｎｃｙ株式会社
1　決定年月日　令和７年５月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

令和七年六月十七日
札幌市中央区南九条西五丁目四二一番地
（甲）株式会社セコマ
代表取締役　赤尾　洋昭
札幌市中央区南九条西五丁目四二一番地
（乙）株式会社エヴァンス
代表取締役　高杉　良伸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://openhouse-group.co.jp/kokoku/ohg_pjc8.html
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和六年十二月二十六日
掲載頁　八十八頁（号外第三〇二号）
令和七年六月十七日
東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
（甲）株式会社オープンハウス群馬
代表取締役　横瀬　寛隆
群馬県利根郡みなかみ町藤原三八三二番地四〇
（乙）株式会社オープンハウスみなかみ
代表取締役　横瀬　寛隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://openhouse-group.co.jp/kokoku/ohg_v8k83.html
令和七年六月十七日
東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
（甲）株式会社オープンハウス・ホテルズ&リゾーツ
（旧商号　株式会社オープンハウス・ホテルマネジメント）
代表取締役　渡部　達也
東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
（乙）株式会社みどり草木湖リゾート
代表取締役　横瀬　寛隆

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十六日
掲載頁　五十四頁（号外第六十五号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十日
掲載頁　五十五頁（号外第一二七号）

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月二十六日
掲載頁　一一七頁（号外第一五三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月二十六日
掲載頁　一一一頁（号外第一五三号）

令和七年六月十七日

東京都墨田区立川二丁目一一番一〇号
（甲）日本ビルコン株式会社
代表取締役　窪田　勝

千葉市中央区浜野町五九四番地三
（乙）東テク電工株式会社
代表取締役　小山　馨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十七日

神奈川県藤沢市片瀬海岸二丁目一七番八号
（甲）ＹＭＧ合同会社
代表社員　小針　一浩

東京都世田谷区成城八丁目一六番四号
（乙）ＳＳＫ合同会社
代表社員　小針　一浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.kmkmkm-123.jp/045n9op/index.html

（乙）https://www.kmkmkm-123.jp/074x5mf/index.html

令和七年六月十七日

大阪市西区新町一丁目一六番一号
（甲）大陽日酸ガス&ウェルディング株式会社　代表取締役　東　剛

山口県周南市渚町四九〇〇番地五
（乙）株式会社関西商工社
代表取締役　東　剛

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の東京都青梅市成木六丁目における土砂埋立事業等に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.okutama.co.jp

令和七年六月十七日

東京都あきる野市草花一一四一番地一
（甲）成友興業株式会社
代表取締役　細沼　順人

東京都立川市**曙**町一丁目一八番二号
（乙）奥多摩工業株式会社
代表取締役　山下　一夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ピーナッツとします。

効力発生日は令和七年八月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年六月二日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十七日

埼玉県さいたま市西区宮前町二一一五番地
合同会社ピーナッツ
代表社員　渡邉　抄子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二十一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ａ．ＣＴとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十七日

埼玉県春日部市大枝五一九―二
合同会社Ａ―コンサルティング
代表社員　安藤　祐貴

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十七日

東京都中央区銀座一丁目一五番四号
合同会社サロンレッスンコム
代表社員　平林　理恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＦＩＬＭ　ＳＣＯＲＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十七日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ
ＩＮＦＴＹ合同会社
代表社員　後村悠太朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十七日

東京都港区南品川インターシティＡ棟二八階
フィルムスコア合同会社
代表社員　戸田　信子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十七日

東京都港区元麻布三丁目一番六号
Ａｘｐｏ　Ｊａｐａｎ合同会社
代表社員　アクスポ・ソリューションズ・アーゲー
職務執行者　ホーコン・ローネ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十七日

横浜市港北区日吉一丁目八番九号
合同会社ウェルスライフ
代表社員　花輪　卓也

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年六月十七日

長野県下高井郡山ノ内町大字佐野字北原一二七五番地
農事組合法人志賀高原培養センター生産組合
理事　秋山　秀樹

組織変更公告

当組合は株式会社えんもりに組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終事業年度に関わる貸借対照表は当組合の事務所に備え置いております。

令和七年六月十七日

静岡県周智郡森町天宮四五八番地の一
遠州森茶農業協同組合
代表理事組合長　竹内　安彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十七日

神戸市中央区磯辺通一丁目一番一八号カサベラ国際プラザビル七〇七号室
合同会社Ｅｖｅｒ　Ｍａｔｋａ
代表社員　谷村　耕一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　二頁

令和七年六月十七日

東京都港区海岸一丁目一六番一号

日本ハネウェル株式会社

代表取締役　渡邉　弘之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月十七日

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目一番七号

ヒューリックみなとみらい一〇階

一株式会社

代表取締役　阿部　一男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月十八日であり、株主総会の決議は令和七年五月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月十七日

神奈川県三浦市南下浦町上宮田五一九番地

有限会社西﨑商店

代表取締役　西﨑　則雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十日

掲載頁　六十一頁（号外第一二七号）

令和七年六月十七日

岐阜市三歳町三丁目三番地　天一株式会社

代表取締役　安藤安芸夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月十七日

京都市下京区万寿寺通寺町西入植松町七三

六番地

有限会社萬善

取締役　松田　義教

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億百二十三万九千円、資本準備金の額を一億六千二百六十三万九千円減少し、それぞれ一億円、三千八百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月六日

掲載頁　一三五頁（号外第一二五号）

令和七年六月十七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号

株式会社Ａｒｉｉ

代表取締役　新井　貴雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十七日

仙台市若林区鶴代町六番七七号

株式会社こだま

代表取締役　児玉　康

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して株券を発行する旨の定めを廃止することといたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年九月一日です。同日付で当社株券は無効となります。

令和七年六月十七日

山形県山形市蔵王温泉二二九番地

蔵王ロープウェイ株式会社

取締役社長　大木　剛裕

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十七日

東京都港区芝浦四丁目一五番三三号

日本ファブテック株式会社

代表取締役　中楯　伸一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十七日

鳥取県米子市昭和町二五番地

美保テクノス株式会社

代表取締役　野津　健市

株式併合につき通知公告

当社は、株式二百株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年七月十日であり、同日における発行可能株式総数は五万株となります。

令和七年六月十七日

千葉県香取市小見川五五八三番地二

株式会社ケイ・エス・エム・サービス

代表取締役　清水　義昭

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億二千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0060/index.html

令和七年六月十七日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｕｓｉｏｎ特定目的会社

取締役　長尾　誠

訂正公告

令和七年六月九日（号外第一二六号）掲載の有限会社小林工業所に係る解散公告中、「新潟市西蒲原区今井七五三番地」とあるは「新潟市西蒲区今井七五三番地」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月十七日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一九八		改正後欄終りから五	前各号	前三号

（原稿誤り）